【風水害】10/6 台風 18 号に伴う防災情報(第5報:終報)

平成26年10月7日 14:55

・東北地方整備局災害対策本部は、台風 1 8号に伴い 10 月 6 日 7:28 に警戒体制を発令しておりましたが、10 月 7日 14:55 に体制を解除します。

(理由)

台風通過後の点検の結果異常が無く、港湾空港室が体制を解除したため。

- 前回までの防災情報 -

【風水害】10/6 台風 18号に伴う防災情報 (第4報)

平成26年10月7日 9:30

- ・東北地方整備局は、台風 18 号による大雨により 10 月 6 日 10:00 に設置していた<u>災害対</u> 策支援本部を、10 月 7 日 9:30 に解除します。
 - (理由) 宮城県石巻市及び東松島市に派遣していた排水ポンプ車による支援が全て完了し、 今後まとまった雨域も無く、自治体等への派遣要請が見込まれないため。

なお、災害対策本部(注意体制)は継続中です。

【風水害】10/6 台風 18号に伴う防災情報 (第3報)

平成26年10月6日 19:00

- ・東北地方整備局は、台風 18 号による大雨により 10 月 6 日 7:28 に設置していた<u>災害対策</u> 本部を、10 月 6 日 19:00 に警戒体制から注意体制に移行します。
- ・災害対策支援本部(注意体制)は継続中です。

<災害対策機械>

(石巻市) 排水ポンプ車 4台(3台は作業終了し撤収、現在1台稼働中) 照明車 1台(16:30より稼動中)

(東松島市) 排水ポンプ車 1台(作業終了し撤収)

<警戒体制をとっている支部>

•福島河川国道事務所

【風水害】10/6 台風 18 号に伴う防災情報(第2報)

平成26年10月6日 10:00

・東北地方整備局は、台風 18 号による大雨により、10 月 6 日 10:00 に災害対策支援本部 (注意体制)を設置。

(理由) 宮城県石巻市及び東松島市より排水ポンプ車の支援要請があり排水ポンプ車を 派遣したため

> (派遣) 石巻市 1台 (派遣準備中) 石巻市 3台、東松島市1台

・なお、災害対策本部(警戒体制)は継続中です。

<警戒体制をとっている支部>

- 郡山国道事務所
- ・三春ダム管理所
- 東北技術事務所
- · 塩釜港湾 · 空港整備事務所
- 仙台港湾空港技術調査事務所

※災害対策本部が警戒体制を設置する基準は以下のとおりです。

- ・道路関係事務所の 3 事務所が警戒体制を設置したとき。
- ・<u>河川</u>関係事務所の<u>2事務所</u>が警戒体制を設置したとき。
- ・港湾関係事務所の 1事務所が警戒体制を設置したとき。

【風水害】10/6 台風 18号に伴う防災情報(第1報)

平成26年10月6日 7:28

・東北地方整備局は、台風 1 8 号に伴い管内 1 事務所(港湾関係)が警戒体制を設置したため、10 月 6 日 7:28 に災害対策本部(警戒体制)を設置。

<警戒体制をとっている支部>

- ・塩釜港湾・空港整備事務所
- 仙台港湾空港技術調査事務所
 - ※災害対策本部が警戒体制を設置する基準は以下のとおりです。
 - ・道路関係事務所の 3事務所が警戒体制を設置したとき。
 - ・河川関係事務所の2事務所が警戒体制を設置したとき。
 - ・港湾関係事務所の 1事務所が警戒体制を設置したとき。